

第百八十九回国会 院 議 經 濟 産 業 委 員 会 議 録 第 十 四 号

平成二十七年五月十五日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君

理事 田中 良生君

理事 八木 哲也君

理事 鈴木 義弘君

理事 鈴木 真利君

理事 井上 貴博君

理事 大見 正君

理事 梶山 弘志君

理事 神山 佐市君

理事 小松 裕君

理事 齋藤 洋明君

理事 白石 徹君

理事 関 芳弘君

理事 武村 展英君

理事 野中 厚君

理事 細田 健一君

理事 宮川 典子君

理事 村井 英樹君

理事 神山 洋介君

理事 篠原 孝君

理事 福島 伸享君

理事 今井 雅人君

理事 木下 智彦君

理事 藤野 保史君

理事 野間 健君

内閣総理大臣 安倍 晋三君

経済産業大臣 宮沢 洋一君

経済産業副大臣 山際大志郎君

経済産業副大臣 高木 陽介君

環境副大臣 小里 泰弘君

経済産業大臣政務官 関 芳弘君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務流通保安審議官) 寺澤 達也君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 三木 健君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 上田 隆之君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 木村 陽一君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 住田 孝之君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君

政府参考人 (環境省地球環境局長) 梶原 成元君

経済産業委員会専門員 乾 敏一君

委員の異動 五月十五日

大見 正君 補欠選任

勝保 孝明君 宮川 典子君

黄川田仁志君 秋本 真利君

白石 徹君 村井 英樹君

富樫 博之君 齋藤 洋明君

福田 達夫君 田所 嘉徳君

近藤 洋介君 白須賀貴樹君

木下 智彦君 福島 伸享君

同日 今井 雅人君

同日 補欠選任

秋本 真利君 勝保 孝明君

齋藤 洋明君 白石 徹君

白須賀貴樹君 堀内 詔子君

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

田所 嘉徳君 小松 裕君

宮川 典子君 大見 正君

村井 英樹君 黄川田仁志君

福島 伸享君 近藤 洋介君

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。八木哲也君。

○八木委員 おはようございます。自民党の八木哲也でございます。

本日、一番バッターの御配慮をいただきましたことに、委員長並びに理事の皆さんに感謝申し上げます。

さて、今回、電気事業法の改正につきましては、第一段階で広域機関の創設、第二段階で小売全面自由化、そして今回の第三段階として送配電部門の法的分離及びガス事業法、熱供給事業法等、それぞれ別の段階で丁寧に議論をしてまいりました。

今回の第三段階の審議も、参考人の意見をお聞きし、約三十時間、慎重に議論を重ねてまいりました。本日、安倍総理に御出席いただきましたけれども、私に与えられた時間は十五分という限られた時間でございまして、エネルギー政策及び本法案について、総理の基本的な考えをお聞きいたします。

エネルギー価格を光熱費と言うように、エネルギーは光と熱であります。私は、日本を明るくする会に入っておりますので、エネルギーの明るい未来に向けて質問をいたしますので、総理におかれましては、エネルギー改革についての熱い思いの答弁をお願いしたいと思います。

さて、質問に入ります。

トヨタ自動車の今期の純利益が二兆一千七百三十三億円と国内上場企業初の二兆円超えとなりました。それには、経営者の努力、従業員の皆さんの努力、さらに協力企業の努力がありますけれども、アベノミクス効果も明らかであります。経済の好転、デフレからの脱却が見えてまいりました。

しかし、日本企業の九九・七%を占める中小企業のエネルギー費用の経費圧迫も否めないところであり、特に鋳造鋼などのエネルギー多消費

本日、江田委員長、これより会議を開きます。

内閣提出、電気事業法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房商務流通保安審議官寺澤達也君、経済産業省大臣官房審議官三木健君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長黄川田仁志君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君及び環境省地球環境局長梶原成元君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江田委員長 これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

経産省案によりますと、二〇三〇年度時点で二千六百八十八億から二千三百七十七億キロワット時の電力を原発で生み出す、こういうことになりまます。では、このために原発がどれくらい動く必要があるのかということになると思うんですが、それに関する資料が配付資料の一の上の方に関連してまいります。

現在、規制委員会で適合性審査の原発は二十四基ということで、これに、建設しています中国電力高根三号機、東京電力東通原発を入れれば二十六基と、あえて建設中のみで入れているわけですが、これらも、これらの原発について、認可出力に前提として稼働率七〇%、八〇%ということをもとに試算をさせていただきました。

そうしますと、この二十六基、稼働率七〇パーで動かした場合、これはおおむね、事故発生前の長い目で見た場合ですけれども、こういう数字になるわけですが、この二十六基を稼働率七〇パーで動かしても、実際に生まれるのは千六百三十八億キロワット時しかありません。仮に、先日委員会で、宮沢大臣、稼働率も高めていくんだ、こういうお話もありましたので、もうちょっと高目の稼働率八〇パーも試算してみましたが、それでも千八百七十二億キロワット時しかないわけですね。これは、トータルが一兆六百五十億キロワット時です、二〇三〇年度。ですから、これは比率ではじきますと、稼働率七〇パーでも一五・四%、八〇パーでも一七・六%。

ですから、今一生懸命審査されている、あるいは、この中にはもう審査済みのも入れております、審査済みの四基も含めて、要するに、審査中のもの、審査済みのもの、そしてこれから建設するもの、こういうものを全部ひっくるめて動かしても、はつきり言ってしまうから一七というオーダーしか達しないということになってくるわけですね。

ここで、総理にお聞きしたいと思うんです。総理は、本会議で、私の質問に對しまして、原発比率について、今審議会による議論がされている、ですから、審議会による議論を見た上で、政

府として適切に判断をしていきたい、こう答弁をいただきました。

そこで、もう今この審議会のあれが出たわけですから、総理の方にボールが移っているというところであります。この二〇から二二%というのは、今審査中、そして審査済み、建設したものの全部動かし、そして到底達し得ない数字であります。これは一体どうやって達成するのか。新增設あるいはリプレイス、運転延長を想定されているんじゃないでしょうか。総理、御答弁お願いします。

○宮沢内閣総理大臣 事実関係だけ、まず私の方からお答えさせていただきます。まさに、審査中二十四原発プラス新設扱い二、こういうことで計算されていますが、恐らく違いは、震災前、日本に原発は五十四基ございました。動いていますものが、そして、東京電力福島第一の六基は廃炉が決まりました、四十八ということになり、そしてその後、関電等々から廃炉の見通し予定ということで五基上がつてきておりますので四十三基。そして既設扱いが、二だけではない、もう一つ、電源開発の青森の炉がございますので三。四十三プラス三、四十六というものです。今審査中、審査済みのものが二十四ということ、今後、その間にあるものにつきましても当然審査を行うというふうなことになると思います。その辺の違いがあるんだというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣 エネルギーミックスの骨子案は、徹底した省エネそして再エネの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ原発依存度を低減させることと政府の方針に沿って、原発も含めた各電源について、二〇三〇年時点における電源構成上のあるべき姿を示したものであります。原発比率は二〇%から二二%という数字は、この方針に沿って、安全性の確保を大前提に、電力コストや安定供給、そして環境負荷低減を総合的に考慮した上での現実的な案と考えております。また、従来より申し上げているとおり、現在、既存の原発の安全確認が進められているところで

ありまして、現時点で新增設、リプレイスは想定していません。

このような方針のもとでも、法令上認められる運転期間延長や、安全性向上の取り組みにより期待される稼働率の向上などのさまざまな要因を考慮すれば、二〇%～二二%という数字は達成し得るものと考えております。

○藤野委員 私の質問は、その二〇から二二、これは、達成するには、よく四十年たつたらという話があるんですが、今審査しているものあるいは建設中のものを入れてもだめなんじゃないかということなんですか。

一方で、昨年四月に、政府は、エネルギー基本計画の中で、原発依存度を可能な限り低減させるという方針を出されています。可能な限り低減させるのと一方で言いながら、今、審査中や建設中のものを含めても到底足りないという方針が出されているということ、これは、ほかの審査も進めるんだという話ですけれども、やはり今この閣議決定されているエネルギー基本計画の、可能な限り低減させるということと全く反する方向だということに言わざるを得ないと思うんです。

何でこういうおかしなことになるかということなんです、今、安定性とか経済性というお話がありました。エネルギーについては、スリーEプラスSということがよく言われるんですけど、私は、それだけでいいのじゃないかというふうに思っています。

先ほど欧米各国のお話がありました。そして、相互信頼や地元のお話もありましたけれども、結局、エネルギーの問題というのは、単に経済の問題とかそういう問題だけじゃなくて、地域社会の自治の問題あるいはエネルギーの民主的な改革の問題もあるというふうに思っております。

お聞きしたのは、自然エネルギーを進める上で、ハード面も大事だけれども、大事なのはやはり人材であり、ネットワークであり、ソフトインフラだということをお話をお聞きしたんですね。私は、そのとおりだというふうに思います。

今必要なのは、やはりエネルギーシステムの改革、上から進めるだけではなくて、住民や国民を主体として巻き込んでいく、こういうやり方だということに思います。

総理にお聞きしたいんですけど、エネルギー改革といった場合に、そうしたエネルギー自治の観点、民主主義の観点というのが必要なんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 エネルギー自治というのは、どういう意味で用語を使っておられるかは私も十分に承知をしておりますが、エネルギー政策を進めていく上において、先ほど省エネそして再生可能エネルギーの導入等のお話もさせていただきました。

省エネという観点からいえば、これは国民的な理解と協力が不可欠である、このように思っています。そういう中におきまして、国と自治体、そして住民の皆さんとともに、力を合わせながら進めていくことも必要なんだろう、こう思うところがございます。

同時にまた、再生可能エネルギーを進めていく上において、太陽光あるいは風力を進めていく上においても、住民の皆様のご理解が必要になってくるわけでございます。風力につきましても、景観を毀損するという意見も強いわけでございます。そういう中におきましての理解をどう進めていくかということも重要ではないか。

ムについて言えば、発送電一貫だとかあるいは地域独占、大手電力体制からやはり住民や国民の手にエネルギーシステムを取り戻していくことが必要なんじゃないかというふうに思うんですね。

そして、それとも関係するわけですが、やはり今、原発につきましても、民主主義という点からいけば、日本にとっても非常に画期的な動きが生まれていると思うんですね。

きょうはくしくも金曜日なんですけれども、今、毎週毎週金曜日、官邸前でも抗議が行われております。そして、私の地元である北陸信越五県でも、もう既に百回を超えて行われている。ちなみに、官邸前はきょう百四十九回目です。そして、全国でいえば、これは私たちがしんぶん赤旗の調査ですけれども、二百七十九カ所定例、定時の宣伝や抗議行動が行われている。まさに全国津々浦々で原発のない日本をつくってほしいという声の定期的な上がっている。これは、私は、日本の民主主義史上、あるいは国民運動史上、かつてなく創意的で画期的な広がりだということに思うんですね。

やはりエネルギーシステム改革の原点は、まさにあの東日本大震災であり、福島原発事故であります。そして、四年たってもまだ見通しの持てない福島今のこの現実、これがあるからこそ、そうした粘り強い国民の運動が各地で繰り広げられている。

私は、エネルギー改革を考える場合には、この原点に立ち戻って、やはり二〇三〇年度に二〇パーから二二パーという目標を三・一一を経験したこの日本が掲げるべきじゃない、大もとから再検討すべきだということ強く要求したいと思えます。

その上でありますけれども、配付資料の二枚目と三枚目に当たるわけですが、この資料は、要するに、なぜエネルギーが住民のもの、国民のものにならないのか、なぜ一部の、今発言力の強い人たちのための改革になってしまうのかということの一端だというふうに思うんですね。もちろん、

大企業の改革はいろいろ進める必要があると思うんですけども、そして、先ほど篠原委員からも、経済合理性がそもそもないんだというお話があるわけですけども、私は、やはり政治と金の関係でも大きな影響があるのではないかと。

我が党の塩川鉄也議員がことしの二月の予算委員会でのこの問題を取り上げまして、そのときは、いわば自民党全体の献金といいますが、国民政治協会全体の献金を、二〇二二年から二〇二三年、つまり野党時代の自民党から政権復帰後の自民党ということ比べてお示しをしました。そのときは、一・五倍にふえているというお話でしたけれども、きょう私が配付資料で配らせていただいた資料二の一というのを見ていただいて、その一番下になりますと、一・七倍。

これは、全企業ではなくて、ここにありますように日本原子力産業協会会員企業からの献金になるわけですね。ですから、一般的な企業からの献金ではなくて、まさに原発利益共同体からの自民党国民政治協会への献金ということになります。これについては一・七倍。

しかも、原発御三家と言われる三菱重工は三倍、あるいは二倍という数字ですし、総理が力説される総合エネルギー企業のかなめになると思われる総合商社、これは軒並み四倍なんです。

ですから、総理にお聞きしたいんですけども、なぜ自民党全体よりも原発利益共同体からの献金が増えているのか、どのように御認識でしょうか。

○安倍内閣総理大臣 このような浄財を寄附していただいている企業に対しては感謝申し上げたい、このように思っています。

なぜという御質問でございましたが、私も初めて、自民党総裁でございましたが、このようにふえているという状況を確認したところでございまして、

状況が好転している中において、各企業が、余裕を持って、いい政策を進めてもらいたい、いい政治をしてもらいたいという思いの中で献金をしていただいているのではないかと、このように思っています。

○藤野委員 もう時間も来ておりますが、国民の浄財といいますが、やはり企業からの献金ですから、これは全然性質が違っていると私は思うんですね。

予算委員会ときに総理は、政策が評価されたんだというふうにも答弁されております。私は、そっちの方が正しいんじゃないかなとある意味思うんですけど、原発回帰政策をばんと出されると、それに対して原発利益共同体からの献金が通常、平均よりもさらに多く入ってきているということ、やはりこういう形ではないか、やるべきは国民から評価される改革だということに思っています。

そういう意味でも、そうした国民から評価される改革を強く求め、とりわけ原発ゼロへの政治決断を強く求めて、私の質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

持ち時間が四分でありますので、一問だけ総理に質問させていただきます。

私は、九州電力川内原発の立地しております鹿児島県の薩摩川内市の住民であります。今回の電気事業法の改正、電力自由化で、今後、私たちの地元もそうすけれども、原子力発電事業、原子力産業が一体どうなるのか、大きな不安や懸念が生まれております。ほかの立地自治体でもそうだと思います。

もう御承知のとおりですけれども、従来の原子力発電事業は、立地から考えれば、七十年、八十年あるいは百年単位で巨額の、数千億、数兆円の投資を回収していくという事業でありました。

これはもちろん、総括原価方式、地域独占という仕組みで支えられておりましたけれども、来年四月からこれが全面自由化されるということで、

この仕組みがなくなるということは、巨額のこれだけの投資をする、万が一のときの無過失責任あるいは無限責任、またバックエンドの廃棄物の処理をどうするかという巨額の投資をしていかなければならぬ、それを長期で回収することが可能やできないかとなりますと、新規で原子力産業に、原子力発電事業に参入してくる企業、そういったところはもうほとんど皆無になるのではないかと考えられます。

現に、先ほど富田委員からも資料が出ておりましたけれども、九州電力、関西電力、中国電力、各社競って、この自由化をにらんで首都圏に原発十三基分という石炭火力の新増設の計画をもう出しているわけがあります。原子力産業はペイできないということ、こうやってどんどん業態の変化が起きております。

今後、私たち原発とともに生きていく地域にとつて、現にある原子力発電所の安全性の確保、また今後四十年、六十年後の廃炉をどうやっていくのか、また廃棄物の問題もどうありますけれども、こういったことを担う企業あるいは技術人材、これはきちっと、民間任せではとても負いきれないものであると思っております。ぜひこういったことは民間事業者、原子力事業者任せではなくて、国としてしっかり役割分担をして早期に具体的な措置をとっていただかなければならないと考えておりますけれども、総理の御見解をお聞かせしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 昨年四月に閣議決定を行いましたエネルギー基本計画において、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者が円滑な廃炉や安全対策、そして安定供給などの課題に対応できるように、事業環境のあり方について検討を行うこととしております。

この方針を踏まえまして、政府としても、原子力を支える高度な技術を維持する観点から、原子力発電所の安全対策高度化に向けた技術開発や人材育成の取り組みなどを支援してまいります。

意味ですから、そこに向かつていっていただきたいんですけれども、その間の分も中立性が保てるような監督はやはりしっかりやっていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思っております。

それと、ちよつと気になっておりますが、大体こういう法案をつくると、いろいろやっていくうちに、問題があった場合はスケジュールを見直す可能性があるというような事項が、必要な措置を講ずるようなことが大体入るんですが、今回も、今から入っておるんですが、法的分離を二〇二〇年からさらに先に延ばしてしまうんじゃないかと、まさかなと考へてもよろしいですか。

○宮沢国務大臣 実施時期の延期については、全く想定しておりません。

附則に検証規定がございます。検証規定に基づき検証を行った結果、課題や懸念があれば、それを解消するための環境整備に全力を尽くすという意味で検証規定が置かれていたものであります。実施時期の見直しは想定しておりません。

○今井委員 明確な答弁をいただきましたので、この点については安心をしたというか、確認をさせていただきます。

次に、これは競争環境の問題ではないんですけれども、地域活性化という意味も含めて少し我々も提案なんです、託送料金についてなんです。まず、託送料金に関して、済みませんが、中立性の問題で一つ最初にお伺いしたいんですが、託送料金に何を乗せるかということでありまして、これは多分今までも議論があったと思うんですが、具体的に言いますと、原発の廃炉費用をどうするかという問題なんです。

では正しくないと思うんですが、このあたりのところは、大臣、どうお考えですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。平成二十七年三月、ことしの三月の審議会の報告書におきましては、廃炉を円滑に進めるに当たりまして、廃炉に係る費用を、当分の間、小売部門の規制料金によつて回収することとしておりますけれども、自由化が進められる中、この会計措置を継続するためには費用回収の確実性を確保する必要がありますということで、将来的には、託送料金の仕組みを利用して費用回収を行うことが適当とされておるところでございます。

このワーキンググループの議論におきましては、その費用負担のあり方につきまして、今御指摘のように、新規参入者から電気を購入する需要家を含めた需要家間の公平性、あるいは受益と負担の関係を考慮すべきという意見もありました一方で、原子力事業から国民が享受してきたメリットについても考慮すべき、こういう双方の御意見があったところでございます。

こうした点を踏まえまして、三月に省令を手当てしておりますが、これは託送料金ではございません、現在の料金の中でございます。こうしたことを踏まえまして、具体的な制度設計につきましては、費用負担のあり方やその際の原子力の電気の利用のあり方などにつきまして考慮しつつ、今後、適切なタイミングで検討することとしておるところでございます。

○今井委員 今後検討ということですから、これは私の意見として申し上げますけれども、両論あるというののわがままかもしれませんが、私に前者の意見でありまして、とにかく、競争をするのに、自分がやっていないことを負担させるというのはやはりフェアじゃないというふうに思っていますので、その点をお願いしたいと思います。

地域でエネルギーの地産地消を進めるために、そこで発電してそこで消費をしている、つまり託送料金が非常に短いところの人たちは少し託送料金を下げて、できるだけ地域で使うということで、細かい、小さい、ドイツのような、ああいう、いろいろなところに発電所があるというふうなことをやって、さらにそれがその地域の地方創生の一つの柱になるというふうなことができないかなというふうに思っているんですけれども、その点についての考え方はいかがでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。その地点料金制度の具体的な内容がわからないところではございますが、私ども、現状におきましても、限定的な制度ではございますけれども、需要地に近い地域に設置された高圧以上に関連する電源を用いる場合には託送料金の割引を行うという、需要地近接性割引制度としておりますが、そのような制度が導入されているところでございます。

他方で、託送料金を発電所の需要地からの距離などによつて異ならせることにつきましては、一方で、先生御指摘のように、送配電網の効率的な利用でありますとか、あるいは、都市部など需要地近傍の分散型電源の活用促進などの点ではメリットがある、このように考えるわけであります。他方で、託送距離が逆に長くなるほど割高になつてしまうというふうなことになりますと、これは供給区域を越えました競争の促進という点でちよつとデメリットになるかなと。それから、御案内のとおり、北海道、東北地方の再生可能エネルギーを首都圏まで持つてこようというふうなことになると考えますと、これは託送料金は割高になつてしまう。このようなマイナスの側面があるということも考えられるところでございます。

したがって、私ども、これらメリット、デメリット、あるいは、今御指摘がございました地産地消の要請といったものが社会的にあるということも踏まえながら、発電所の立地によりまして、送電網の混雑状況など系統運用状況を改善できる

場合などにおきまして、発電所の立地地点別に託送料金を変えるという考え方ににつきまして、これまで認められていなかった、低圧に連系する電源を用いる場合への割引制度の適用、これは先ほど申し上げましたように、今までは高圧に限られていたわけでありまして、これを低圧に連系する電源を用いる場合にも適用を認める方向で、今回の改革の一環として検討を行っているところでございます。

○今井委員 時間が参りましたので終わりますけれども、一つ私がまだイメージが湧かないのは、電力の自由化をする、例えばドイツのように、三百カ所も四百カ所も、いろいろな地域に発電所ができて、それがその地方の活性化になるというパターンもあるかもしれないし、逆に、今の地域独占はなくなつてしまうけれども、結局、集約してみると、ドコモとソフトバンクとauじゃありませんが、三社くらいになつて、その中のジャイアントが余計でできてしまうという形になるのか、それがどっちの方に向かつていくかというのは非常に制度設計によつても変わつてしまうと思うので、その辺のイメージもしながら、ぜひまたいろいろ議論させていただきたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございました。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。皆さん、大変お疲れさまです。午前中に引き続き質問をさせていただきます。

午前中の答弁の中で宮沢大臣が、この配付資料一に関連しまして、何かこの二十六基以外の原発も申請してくるんだというふうなニュアンスの答弁をされました。これはちよつと聞き逃せないというふうに思っています。新增設については、現時点、現時点ということでもかなり慎重な御答弁を繰り返されておられるところ、こちらについては、現状ではなく、さらに踏み込んだ発言だということに思っています、これはどういった御趣旨なんでしょうか。

○宮沢國務大臣 再稼働をしようかということについて、まず一義的には電気事業者が判断をするわけでありませうけれども、現在までのところ、再稼働をしたということでは判断をしたというものがこの原発二十四基ということでありまして、それ以外の原発について、再稼働をしないという判断をしたものは、東電の福島六基に加えて、関電等の五基については廃炉の方向ということの方角性を出してありますけれども、それ以外につきまして再稼働を申請するかどうかというのは、今後事業者が判断することとなります。

○藤野委員 ですから、事業者が検討する、それを規制委員会が審査する、これはいい制度だと思います。もしもたしか答弁されたと思うんですけども、それを乗り越えて大臣が、何か二〇％一二％の関係で物事をおっしゃったので、これは相当踏み込んだ発言だということに思っていますね。より具体的に聞くために、資料に基づいてちょっと議論したいんです。

お配りしている配付資料の四枚目なんですけれども、三に当たりますけれども、これは配付資料の一枚目です、先ほどからお話のある二十六基、審査中が二十四基とあと建設中の二基を足した、これの二〇三〇年度末時点での運転期間を示しているわけですが、赤いところは要するに四十年を超えている、そういう表であります。

つまり、審査のお話をされましたけれども、日本の原発は大体古いわけですので、審査を通ったとしても、審査のハードルを越えたとしても、すぐ目の前に四十年という新しいハードルが出てくるということなんです。

ですから、今審査中のこの二十四基に限って見ても、仮に審査を通ったとしても、四十年という新たなハードルが少なくともこの十基にかかってくるわけですね。その中には、泊の二号のように三十九年十一月二十三日、はつきり言っておくと一週間くらいしたら四十年になっちゃうというのもあるわけですね。それとか三十八年とか、そういうのもあります。

要は、今議論されている二〇％から二二％を達成する場合に、私は、この表でいわゆる審査の部分についてお聞きをしたわけですね。審査についても全部通ったって一五から一七じゃないか、できないじゃないかというお話をしまして、それで先ほどの答弁もあつたわけですが、まあそれはあれとして、審査を通ったとしても、そのうち、わざわざせつかく審査を通ったのに四十年というハードルが越えられずに、ぼろぼろぼろぼろ電力供給から抜け落ちていく。くしの歯が抜け落ちるように、せつかく審査を通ったのに電力供給がでさなくなっちゃうかもしれない。こういうことが実態としてあるわけですね。

こういう実態があるのに、どうやって二〇から二二％を達成するのか。これはちょっと、ぜひお聞きしたいんですけれども、どういうふうにするんでしょうか。

○宮沢國務大臣 もちろん、この委員会でも何度か申し上げてきておりますけれども、法律上、四十年を超える場合に、二十年を限度に延長することができる。そのためには、これも規制委員会において、そういう炉であるということと再稼働をするという両方の審査を越えなければいけないわけでありまして、恐らく既に関電の高浜の一号機、二号機はそういう方向で動いております。そういうものも当然今後出てきて、その中において、当然、審査で適合性を認められないものも出てくるかもしれないし、認められるものも出てくるだろう。そういう中で、原発比率を二〇から二二、こういうふうに見通したものでございませう。

○藤野委員 何か非常にやはり実現可能性が感じられないといいますが、審査については、おっしゃるとおり、既に高浜一号、二号は、運転期間延長申請とあわせて、普通の適合性審査の申請も両方出していらつしやる。

きのうきょうの報道では、美浜の三号についても運転延長も審査をあわせてやるというような報道もあるわけですね、しかし、国会の答弁

などでは、安倍総理の前の野田総理は、二〇一二年一月二十七日の国会で、四十年を超えて運転をするというのは極めて例外的なケースに限られるとおっしゃっているんですね。

田中規制委員長自身も、つい先日、二〇一五年四月十六日、原子力特別委員会の中でも答弁されているんですけども、なかなか大変なハードルだ、なぜなら、新規制基準に係る審査で新たに要求することになった津波、火災防護、重大事故対応、こういったものが非常に高いハードルであるとおっしゃっているんですね。それに加えて、期間最大二十年ということになると、その間の劣化、劣化はならないので、大変厳しい、大変なハードルだ、非常に高いハードルである、規制委員長自身がおっしゃっているわけですね。

ですから、何か審査しているから、その審査を二つやるんだという認識ではなくて、これは全然質の違う審査をしなければならぬし、本来であれば非常に厳しいハードルになってくる。

ですから、そういった運転延長だと審査を仮に通つても、通つたらすぐ四十年が来るわけですから、今やつてある審査、あるいは新たに審査を申し込んでもすぐ四十年というのが来るというふうになりますと、やはり運転延長というルートと違うのは大変厳しくなってくるんじゃないか。

結局、リプレースや新増設については、今あるのは現時点という留保だけなんです。この現時点という留保が取れば、そういうルートが開けてくる。

しかも、私、重大だと思っておりますのは、本法案にそれをしっかりと担保する仕掛けもあるということとなんです。本来であればお聞きをしたいところなんですけれども、時間の関係で、ちょっと読ませていただきます。

本法案の附則七十四条、これに一項と二項とございまして、皆さんはもう御承知のことだと思つていますが、同一項では、この施行後、適当な時期に施策の実施状況などについて検証を行う

と、いわゆる検証規定であります。そして同条二項は私は重要かと思つていますが、ちょっと長いんですが、紹介させていただきます。

政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があるとき、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴つて特定の電気の小売業者が著しく悪化した場合又は著しく悪化する条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかなる場合において当該特定の電気の小売業者を営む者又は当該特定の電気の卸売業者を営む者の競争条件を改善するための措置、電気の小売業者の間の又は電気の卸売業者を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

必要な措置を講ずるといふ規定であります。極めて具体的なだといふふうに思つてます。

私も膨大な条文を読ませていただいているんですけども、法案の中で、附則も含めてですけれども、「原子力政策」といふ言葉が単語として出てくるのはこの附則七十四条二項だけなんです。

ですから、この七十四条二項で、まさに原子力政策で著しい変化が起こつたら、あるいは著しく悪化することが明らかなる場合といたるところまで広げて対応ができる仕掛けになっている。

これは、二〇一三年の国会審議の中で、もともとと著しく悪化した場合といたうだけに限られていた、それが、いや、悪化した場合だと電気事業者は遅くなるんじゃないか、もつと早目に助けてあげなきゃいけないんじゃないかといふことで、この著しく悪化することが明らかなる場合といふことがつけ加わつていたわけでありませう。

つまり、はつきり言つて、明らかなる場合ですから、政府が明らかだと認定すればいつでも検証し

必要な措置がとれるんじゃないか。大臣、そういう仕組みじゃないでしょうか。

○宮沢国務大臣 恐らく、この条文がなくても必要な措置というのがとれるだろうというふうな思っています。法的、例えば新法をつくるというふうなことも含めて、この条文がなくても必要な措置は講ずることができるとして、逆に、私は質問の意味がいま一つびんときておりません。

○藤野委員 私は、附則七十四条二項についてお聞きしているんです。ほかの法律のことを言っているんじゃないんです。

この附則七十四条二項に基づいて、ほかの法律をつくる必要は全然なくて、政府が、著しく悪化するものが明らかだ、悪化することが明らかと認定すれば、必要な措置がとれるんじゃないかと。しかも、この条文だけに「原子力政策」という言葉が、あれだけ膨大な条文の中でここにだけ書かれている。これは、やはり原子力事業者を、ある意味、必要な措置としてフォローしていく、そういう仕組みなんじゃないか、こういう質問なんです。

○宮沢国務大臣 まさに御質問の趣旨がまだそれでも実はよくわかっていないのでございますけれども、「原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は」云々ということ、最後に、いろいろな措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こういう法律の附則の条文でありますけれども、私が申し上げたかったのは、この条文がなかったとしても、必要な措置を講ずることはできるだろうということをおし上げたんです。

○藤野委員 それはどうやってやるんでしょうか。新しい法律をつくるということ以外にどうやってやるんでしょうか。

○宮沢国務大臣 それは、新しい法律を国会に提案するということは当然できるわけでございます。

○藤野委員 第一回目の審議のときに、この条文がまさに問題になって、明らかに悪化した場合だけではだめだ、それは原子力政策に係る事業者が困るじゃないかとということで、明らかにという言葉をわざわざつけ加えたわけですね。

ですから、恐らくこの法律に基づいてやりたいんでしよう、そういう法律なんです。それをわかんないとおっしゃるのは非常に問題だと思えます。

この条文こそまさに、三年とかそういうエネルギー基本計画の見直し云々にとられずに、この法律そのものに基づいて、著しく悪化した場合だけでなく、悪化することが明らかかな場合に直ちに、機敏に原子力事業者を助けることができる、まさにそういう法律ですよ。そういう条項です。そのことが認識されていないというのは、私は大変な問題だということに思っています。

もう一回、答弁をお願いします。

○宮沢国務大臣 まだ恐らく委員と私においては共通の認識の土台ができていないだろうと思えますけれども、まず申し上げなければならぬのは、この「必要な措置」というものについては、恐らく幅広いものが含まれております。そういう中で、では、新しい立法が必要ということになつたときには、この条文があるなしにかかわらず、新しい法律を政府なりが提出をして御審議をいただく、こういうことになるということでございます。

○藤野委員 法案審議ですので、まさにこの法案そのものについて審議すべきじゃないでしょうか。

私は、解釈を今大臣にお聞きしたのであつて、この意味は何ですかということをお聞きしたんですね。ですから、お答えいただくのは大臣の責任だということに思っています。

その上で、先ほどから繰り返しおっしゃっている新しい立法ということ、私はこの際関係ないというふうに思っていますね、法案審議ですから、まさにこの法案の附則にかかわって私が質問して

いるわけですね。ですから、共通の認識がないとおっしゃいますけれども、ですから答弁で共通の認識をつくっていただきたいんです。私が聞いているのは、これはどういう意味ですかということですから。

申しわけありませんが、もう一度答弁をお願いします。

○宮沢国務大臣 繰り返しになりますけれども、まさにここに書いてあるとおりでございます。政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があると思えるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置、電気の卸売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

こういうことでありますが、私が申し上げたかったのは、必要な措置というものが立法措置である場合には、この条文があるなしにかかわらず、まさに政府が提案するというであります。

そして、立法措置でない場合には、私どもの政府の権限内にあることは、この条文がなくても実は既にできる、権限として認められているものではない、こういうことを申し上げたわけですね。

○藤野委員 今ので少しわかつたような気がいたします。

おっしゃるとおりなんです。立法措置が必要になることもあるでしょう、この必要な措置の中には、そういう意味だとすればそのとおりであつて、まさにこの二項に基づいて新たな立法措置が行われるかもしれない、立法措置なくできること

もあるかもしれない、こういうことなんです。わかりました。私もそういう条項だということに思っています。

しかも、今読み上げていただいたように、最後の「必要な資金の調達」のところの後に「等」がついている。ですから、はつきり言って幅広いわけですね。

別の部分で、はつきり言って、期間も公布の日からということですから、すぐできちゃいます。ですから、いつでもできるし、どんな問題でも対応できる、こういうことじゃないでしょうかというものが、今の答弁をいただいで、踏まえての次の御質問なんです。

○宮沢国務大臣 例えば、政府であり、経済産業省もしくは経済産業大臣が、既にある法律に基づいて授権されていることについて言えば、もちろんできるということでもあります。

○藤野委員 やはりそういうことだと思っております。

この法案の中でただ一つ「原子力政策」という言葉が書かれている、その条文で、いつでも、どんな問題でも、原子力事業者を、競争条件を改善するとか、適正な競争関係を確保するとか、資金調達に支障を生じないようにするとか、それ以外にも、などなどという、いろいろなことができるということ、これは大変な条文だということに思っています。

もう時間が来ましたので終わりますけれども、実際、四月二十八日の参考人質疑では、八木電事連会長が、早速と言つてはなんですけれども、それこそ現時点での要求、核燃サイクルの問題とか原子力損害賠償の問題とか、早速繰り返し返していらつしやいました。今々は多分それが必要な措置ということになると思っております。しかし、これからどんどん別の状況になつていいたら、また新たにそういった形でいわゆるこの条項に基づいた必要な措置が業界から出てくる。この条項に基づいてできるということになるわけですね。

ですから、私は、そういう意味でも、原発復帰

路線を担保する、こういう条項である、これは本
当にもう削除すべきだということを求めて質問を
終わります。

○江田委員長 次回は、来る二十日水曜日委員会
を開会することとし、本日は、これにて散会いた
します。

午後五時二十五分散会

審査中・審査済・建設中の原発が すべて動いても20～22%は達成できない

原発の発電量（＊） （億Kwh）		総発電量に 占める割合
稼働率70%の場合	1,638.4	15.4%
稼働率80%の場合	1,872.5	17.6%

* 適合性審査中・審査済の原発24基と建設中の原発2基の発電量の合計
（参考）原発の稼働率・・・福島第一原発事故発生前は概ね70%

藤野保史事務所作成

電源構成・発電電力量(億kWh)

	2030年度	
石油	315	3%
石炭	2,810	26%
LNG	2,845	27%
原子力	2,317～2,168	22～20%
再エネ	2,366～2,515	22～24%
合計	10,650	100%

出典：総合資源エネルギー調査会
長期エネルギー需給見通し小委員会（第8回会合）資料4

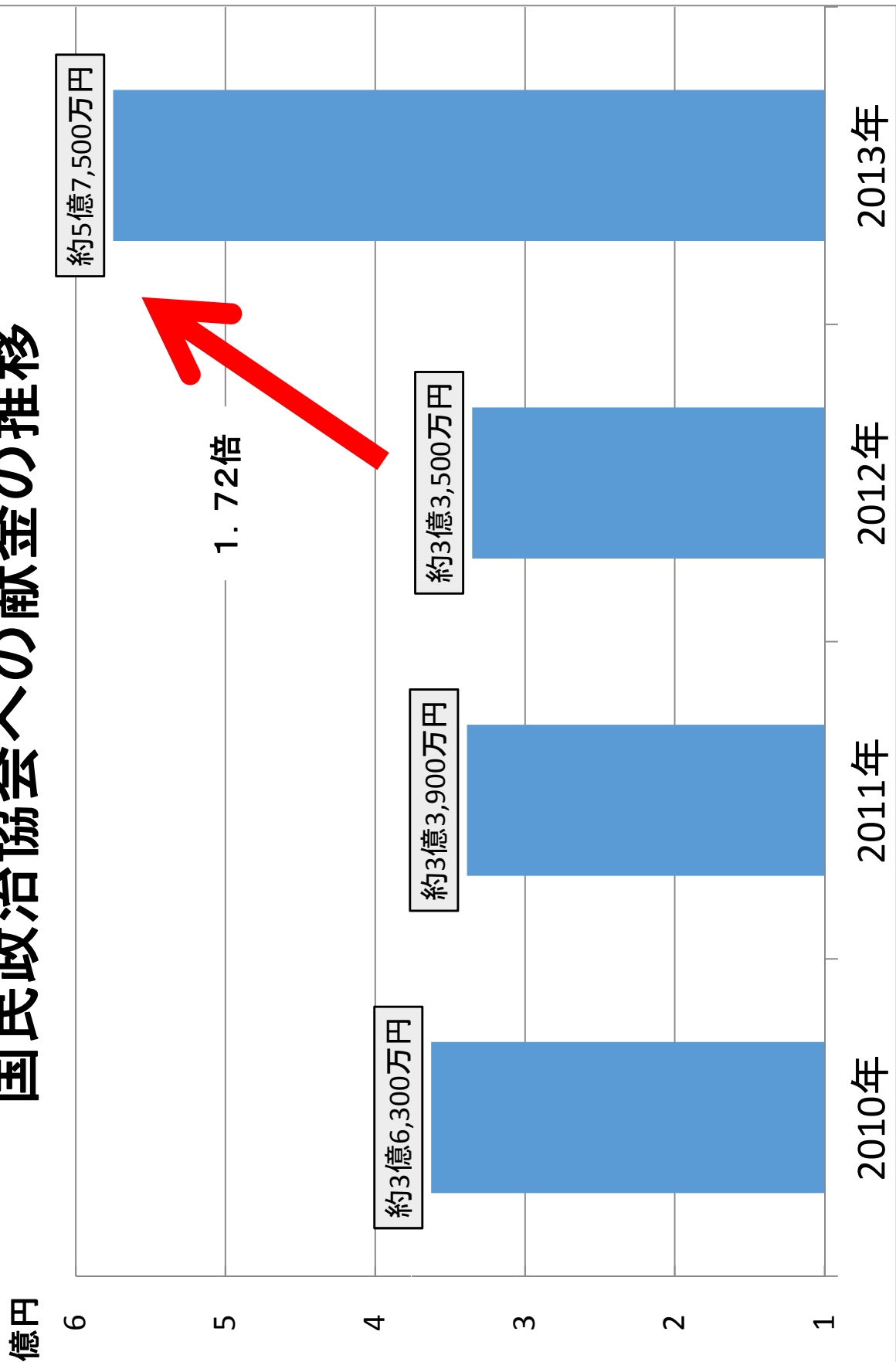
日本原子力産業協会会員企業・団体から国民政治協会への献金(単位:円)

企業・団体名	2010年	2011年	2012年 (①)	2013年 (②)	合計	②/①
(株)奥村組	0	0	1,000,000	7,000,000	8,000,000	7.00
伊藤忠商事(株)	4,000,000	4,000,000	4,000,000	18,000,000	30,000,000	4.50
住友商事(株)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	23,000,000	41,000,000	3.83
三井物産(株)	0	12,000,000	6,000,000	23,000,000	41,000,000	3.83
三菱商事(株)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	23,000,000	41,000,000	3.83
丸紅(株)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	13,000,000	23,500,000	3.71
双日(株)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	11,000,000	20,000,000	3.67
三菱重工業(株)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000	3.00
新日鐵住金(株)	0	0	16,000,000	35,000,000	51,000,000	2.19
日本電気(株)	10,000,000	7,000,000	7,000,000	15,000,000	39,000,000	2.14
(株)明電舎	1,500,000	1,500,000	1,500,000	3,100,000	7,600,000	2.07
(株)東芝	14,000,000	14,000,000	14,000,000	28,500,000	70,500,000	2.04
(株)日立製作所	14,000,000	14,000,000	14,000,000	28,500,000	70,500,000	2.04
三菱電機(株)	9,100,000	9,100,000	9,100,000	18,200,000	45,500,000	2.00
富士電機(株)(※)	3,440,000	3,440,000	3,440,000	6,880,000	17,200,000	2.00
前田建設工業(株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000	10,000,000	2.00
日立造船(株)	400,000	400,000	400,000	800,000	2,000,000	2.00
(一社)日本電機工業会	50,000,000	50,000,000	50,000,000	77,000,000	227,000,000	1.54
五洋建設(株)	4,720,000	4,720,000	4,700,000	7,000,000	21,140,000	1.49
清水建設(株)	8,140,000	8,140,000	8,100,000	12,000,000	36,380,000	1.48
大成建設(株)	8,140,000	8,140,000	8,100,000	12,000,000	36,380,000	1.48
(株)竹中工務店	8,140,000	8,140,000	8,100,000	12,000,000	36,380,000	1.48
(株)大林組	8,140,000	8,140,000	8,140,000	12,000,000	36,420,000	1.47
鹿島建設(株)	8,140,000	8,140,000	8,140,000	12,000,000	36,420,000	1.47
住友生命保険相互会社	7,000,000	7,000,000	7,000,000	9,500,000	30,500,000	1.36
JFEスチール(株)	7,500,000	7,500,000	7,500,000	10,000,000	32,500,000	1.33
(株)IHI	8,000,000	8,000,000	8,000,000	10,000,000	34,000,000	1.25
日本国土開発(株)	1,300,000	1,000,000	800,000	1,000,000	4,100,000	1.25
(株)日立物流	800,000	800,000	800,000	1,000,000	3,400,000	1.25
三井住友海上火災保険(株)	11,600,000	11,600,000	11,900,000	12,000,000	47,100,000	1.01
東京海上日動火災保険(株)	17,640,000	17,640,000	17,640,000	17,640,000	70,560,000	1.00
パナソニック(株)	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	56,000,000	1.00
富士通(株)	12,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	42,000,000	1.00
(株)損害保険ジャパン	9,100,000	9,100,000	9,200,000	9,200,000	36,600,000	1.00
凸版印刷(株)	10,000,000	10,000,000	7,000,000	7,000,000	34,000,000	1.00
(株)神戸製鋼所	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	20,000,000	1.00
日本興亜損害保険(株)	4,700,000	4,700,000	4,600,000	4,600,000	18,600,000	1.00
(株)ユアテック	5,596,000	3,272,000	2,072,000	2,072,000	13,012,000	1.00
北陸電気工事(株)	3,040,000	3,000,000	1,040,000	1,040,000	8,120,000	1.00
(株)博報堂	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	4,600,000	1.00
住友電気工業(株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000	1.00
(株)島津製作所	960,000	960,000	960,000	960,000	3,840,000	1.00
東芝プラントシステム(株)	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000	1.00
岩田地崎建設(株)	60,000	60,000	60,000	60,000	240,000	1.00
(株)佐電工	120,000	120,000	130,000	120,000	490,000	0.92
(株)中電工	9,620,000	4,120,000	1,620,000	1,120,000	16,480,000	0.69
(株)電通	4,800,000	2,400,000	7,200,000	4,800,000	19,200,000	0.67
四電ビジネス(株)	120,000	120,000	150,000	90,000	480,000	0.60
山九(株)	300,000	0	200,000	100,000	600,000	0.50
(株)きんでん	13,000,000	10,000,000	9,000,000	4,000,000	36,000,000	0.44
(株)関電工	13,300,000	6,800,000	0	0	20,100,000	-
日本郵船(株)	8,000,000	5,500,000	3,500,000	0	17,000,000	-
西松建設(株)	0	0	0	7,000,000	7,000,000	-
戸田建設(株)	3,000,000	2,000,000	1,000,000	0	6,000,000	-
(株)東京エネシス	5,000,000	0	0	0	5,000,000	-
(株)安藤・間	0	0	0	4,700,000	4,700,000	-
日本通運(株)	0	0	0	2,000,000	2,000,000	-
北海電気工事(株)	2,000,000	0	0	0	2,000,000	-
(株)荏原製作所	0	0	0	500,000	500,000	-
(株)鴻池組	0	0	0	500,000	500,000	-
(株)福田組	0	0	0	480,000	480,000	-
(株)銭高組	0	100,000	100,000	0	200,000	-
四電エンジニアリング(株)	60,000	0	0	0	60,000	-
合計	362,626,000	338,802,000	335,342,000	575,112,000	1,611,882,000	1.72

(※)2010年 富士電機ホールディングス(株)

国民政治協会の政治資金収支報告書を基に作成

日本原子力産業協会会員企業・団体から 国民政治協会への献金の推移



2030年度末における適合性審査中 および審査済の原発の運転期間

事業者名	発電所名	炉型	2030年度末時点での運転期間	備考
日本原子力発電	東海第二	BWR	52年4ヶ月3日	
北海道電力	泊(1号)	PWR	41年9ヶ月12日	
	泊(2号)	PWR	39年11ヶ月23日	
	泊(3号)	PWR	21年3ヶ月14日	
東北電力	女川(2号)	BWR	35年8ヶ月10日	
	東通(1号)	BWR	25年4ヶ月1日	
東京電力	柏崎刈羽(6号)	ABWR	34年5ヶ月18日	
	柏崎刈羽(7号)	ABWR	33年9ヶ月24日	
中部電力	浜岡(4号)	BWR	37年7ヶ月25日	
北陸電力	志賀(2号)	ABWR	25年1ヶ月16日	
関西電力	美浜(3号)	PWR	54年5ヶ月3日	
	高浜(1号)	PWR	56年5ヶ月21日	運転期間延長認可申請
	高浜(2号)	PWR	55年5ヶ月22日	運転期間延長認可申請
	高浜(3号)	PWR	46年3ヶ月20日	審査済
	高浜(4号)	PWR	45年11ヶ月3日	審査済
	大飯(3号)	PWR	39年4ヶ月23日	
	大飯(4号)	PWR	38年3ヶ月10日	
中国電力	島根(2号)	BWR	42年3ヶ月4日	
四国電力	伊方(3号)	PWR	36年5ヶ月2日	
九州電力	玄海(3号)	PWR	37年2ヶ月2日	
	玄海(4号)	PWR	33年9ヶ月26日	
	川内(1号)	PWR	46年10ヶ月18日	審査済
	川内(2号)	PWR	45年5ヶ月25日	審査済
電源開発	大間	ABWR	(建設中)	

* 運転期間とは使用前検査の合格日からの経過期間

藤野保史事務所作成